

**重要**

青少年団体を含め、公民館団体  
として登録するのに必要な事項です。

## 狛江市公民館団体登録チェックシート

- 営利を目的とした活動又はこれに類する行為をしません。
- 特定の政党の利害に関する行為又は公の選挙に関し特定の候補者を支持する行為をしません。
- 特定の宗教、教派又は宗派を支持する行為をしません。
- 公序良俗に反する行為をしません。
- 団体の構成員が5人以上で、構成員の過半数が市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をしています。
- 広く市民に開放された団体で、事務所又は連絡先が狛江市内にあり、狛江市内を中心に継続的活動を行っています。入会できる人に制限はありません。  
(マンションの管理組合で総会や役員会等のみを行う場合は、公民館団体としては登録できません。目的外利用でご使用いただくこととなります。)
- 団体の組織及び活動のため、成人(18歳以上)の代表者を置きます。
- 団体の運営や予約を講師等指導者が行なっていません。  
(塾や教室のように講師等指導者が中心となって活動していません。)
- 他の団体的第三者に利用施設の又貸しをしません。

狛江市公民館利用団体の登録申請を行うに当たり、上記の要件すべてに該当することを確認しました。

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

(自著)

※ 虚偽の申請又は登録要件に適合しなくなったときは、登録を取り消されることがあります。

**更新団体は、公民館利用団体登録申請書とあわせてご提出ください。  
青少年団体の方も内容を確認してください。**